

## 令和2年度 文化庁 第3次補正予算(案)の概要

### I. ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現

#### ○コロナ禍における文化芸術活動支援 370億円

「新たな日常」における文化芸術関係団体等による積極的な活動の支援のほか、文化施設のコロナ禍の新たな活動に向けた環境整備に必要な経費等の支援を行う。

#### ○子供の文化芸術の鑑賞・体験等総合パッケージ 40億円

新型コロナウイルス感染症の影響等により失われた子供の文化芸術の鑑賞・体験機会や伝統文化・生活文化等の体験・修得の機会を提供するとともに、劇場・音楽堂等での子供の実演芸術等の鑑賞・体験の機会を提供する取組を支援する。

#### ○日本博イノベーション型プロジェクト 10億円

コロナ禍でも文化芸術の魅力発信・誘客効果を高められる工夫を講じて実施される新規性・創造性が高いプロジェクトへの支援、国内外への戦略プロモーションを行い、インバウンド需要回復や国内観光需要の一層の喚起、文化による「国家ブランディング」の強化等を図る。

#### ○文化資源活用推進事業 8億円

地方自治体が主体となり、地域の文化芸術資源を活用し、国内観光需要や訪日意欲の喚起による地方への誘客及びポストコロナ時代の新しい文化芸術活動等の構築に取り組む事業を支援する。

#### ○地域ゆかりの文化資産を活用した展覧会支援事業 2億円

地方博物館等が自らの所蔵品を活かしつつ、国が有する当該地域にゆかりのある文化資産の貸与を受けて実施する、地域の歴史・文化・風土等をテーマとした展示活動について支援する。

#### ○国民文化祭を契機とした三の丸尚蔵館の地方展開 0.2 億円

「国民文化祭」開催地の博物館・美術館等において、三の丸尚蔵館収蔵品を中心とした国等有する貴重な文化財を紹介する展覧会を開催する。

#### ○地域無形文化遺産継承のための新しい生活様式支援事業 2億円

コロナ禍の地域の無形文化遺産に対して、デジタル化やオンライン配信等、新しい生活様式に対応した継承基盤を整備することによって、国内観光の需要喚起及びインバウンドの回復に向けた地域の魅力発信など、地域無形文化遺産を活用した取組を支援する。

#### ○文化資源の高付加価値化の促進 8億円

富裕層など上質な観光サービスを求め、これに相応の対価を支払う旅行者の長期滞在・消費拡大に向け、文化施設や文化資源の高付加価値化を促進し、「文化振興・観光振興・地域活性化」の好循環を創出する。

**○博物館等の国際交流の促進** **4億円**

海外館と連携し、ポストコロナに向け持続的な国際交流モデルを構築することにより、「新たな日常」に対応した収益力の強化等の経営転換や、日本文化の発信機能の強化を図る。

**○国立文化施設の機能強化** **11億円**

国立文化施設の感染症対策に配慮した新たな形態の革新的公演の演出、所蔵作品のデジタル化や発信力強化等、ナショナルセンターとしての機能を強化し、文化施設の収益構造の転換に広く繋がるような先進的な取組みを推進する。

**Ⅱ. 防災・減災、国土強靱化の推進など安全・安心の確保**

**○国立文化施設の施設整備** **19億円**

コロナ禍における国立文化施設の感染症対策や質の高い展示環境の整備に向けた取組みや、新しい観劇環境の整備に向けた取組みなど、ポストコロナを見据えた環境整備等を推進する。

**○文化財の防火・防災、修理・整備対策** **72億円**

「世界遺産・国宝等における防火対策5か年計画」に基づき、国民共有の貴重な財産である文化財に対して必要な防火・防災対策を行うとともに、耐震対策や国指定等文化財の修理・整備のうち、特に緊急性が高いものを早急を実施する。

**○文化財の災害復旧** **5億円**

令和2年7月豪雨等の自然災害による文化財指定地内の崩落や倒木及び建造物等の棄損によるものについて、周辺住民、来訪者等の安全確保や二次災害防止に向けた災害復旧のための修理・整備を実施する。

**合 計** **551億円**

# 令和3年度 文化庁予算(案)の概要

(単位:億円)

| 区 分   | 前年度予算額 | 令和3年度<br>予算額(案) | 増△減額 | 増△減率 | 備 考                     |
|-------|--------|-----------------|------|------|-------------------------|
| 文化庁予算 | 1,067  | 1,075           | 8    | 0.7% | 2年度第3次補正<br>予算額(案)551億円 |

※上記のほか、国際観光旅客税財源を充当する事業 :69.7億円  
復興特別会計に被災ミュージアム再興事業: 2.5億円を計上。

## ◇ 文化芸術の力で未来を切り拓く ◇

- ◆文化芸術の創造・発展と人材育成
- ◆文化財の確実な継承に向けた保存・活用
- ◆文化発信を支える基盤の整備・充実
- ◆文化資源を活用したインバウンドのための環境整備

3年度予算額(案) (前年度予算額)

### 1. 文化芸術の創造・発展と人材育成

2年度第3次補正予算額(案):428億円  
218.7億円( 213.6億円)

#### (1)文化芸術創造活動への効果的な支援

62.7 億円( 62.0 億円)

##### ① 舞台芸術創造活動活性化事業

33.4 億円( 33.4 億円)

舞台芸術の水準向上に直接的な牽引力となる創造活動への重点支援とともに、各分野の特性に配慮した創造活動を推進し、各芸術団体の芸術水準向上を図りつつ、より多くの国民に対し優れた舞台芸術の鑑賞機会を提供する。

- ・複数年計画支援 74団体
- ・公演事業支援(一般) 80件
- ・公演事業支援(ステップアップ) 6件

##### ② メディア芸術の創造・発信プラン

10.5 億円( 10.2 億円)

アニメーションやマンガ等のメディア芸術の創造・発信を促進するため、メディア芸術祭の開催、若手クリエイターの人材育成支援、世界的なフェスティバルとの連携による海外発信を行うとともに、メディア芸術作品のアーカイブ化・データベース化を推進することで、我が国のメディア芸術の国際的評価の維持・向上を進める。

- ・メディア芸術グローバル展開事業(メディア芸術祭開催・メディア芸術海外展開等)
- ・メディア芸術連携基盤等整備推進事業
- ・メディア芸術人材育成事業

## (2)新たな時代に対応した文化芸術人材の育成及び 子供たちの文化芸術体験の推進

85.7 億円 ( 82.0 億円)

### ① 文化芸術による創造性豊かな子供の育成

70.5 億円 ( 66.8 億円)

2年度第3次補正予算額(案):23億円

#### ◆文化芸術による子供育成総合事業

55.1 億円 ( 53.3 億円)

学校・地域において文化芸術により、子供たちの豊かな感性・情操や創造力等を育むため、質の高い文化芸術や地域の伝統文化など多様な文化芸術に触れる環境の充実を図るとともに、子供たちが身近な地域で文化芸術活動に親しむための環境整備を図る。

・巡回公演事業:1,550公演程度、合同開催事業:490公演程度、  
公演芸術家の派遣事業:3,150公演程度、コミュニケーション能力向上事業:200件程度

2年度第3次補正予算額(案):6億円

#### ◆伝統文化親子教室事業

14.4 億円 ( 12.9 億円)

子供たちが親とともに、民俗芸能、工芸技術、邦楽、日本舞踊、茶道、華道などの伝統文化・生活文化等を体験・修得できる機会を提供する。(3,800教室、40地域、10団体程度)

#### ◆地域文化倶楽部(仮称)の創設に向けた実践研究

1.0 億円 ( 0.6 億円)

子供たちが身近な地域で学校の文化部活動に代わりうる継続的で質の高い多様な文化芸術活動の機会を確保できるよう、学校や地域が地域の文化施設や文化芸術団体、芸術系教育機関等との連携により、文化部活動の地域移行に向けた体制構築や持続可能な文化芸術活動の環境整備を行うためのモデル事業を実施する。

・地域部活動推進事業  
・地域文化倶楽部(仮称)創設支援事業

令和2年度第3次補正予算額(案)

### ○コロナ禍における文化芸術活動支援

370 億円

#### ① コロナ禍を乗り越えるための文化芸術活動の充実支援事業

250 億円

新型コロナウイルスにより、文化芸術活動の自粛を余儀なくされた文化芸術関係団体等において、感染対策を十分に実施した上で、積極的に公演等を開催し、文化芸術振興の幅広い担い手を巻き込みつつ、「新たな日常」における新しい文化芸術活動のイノベーションを図るとともに、活動の持続可能性の強化に資する取組を支援する。

#### ② 文化施設の感染拡大予防・活動支援環境整備事業

50 億円

劇場・音楽堂等、博物館の文化施設における公演や展覧等の実施に際して、感染症防止対策のガイドラインを踏まえた取組への支援を行う。また、コロナ禍の「新たな活動」に向けた文化施設の配信等に必要機材等の環境整備の支援を行う。

#### ③ 大規模かつ質の高い文化芸術活動を核としたアートキャラバン

70 億円

大規模で質の高い日本の文化芸術水準を向上させるような公演等を支援し、需要喚起や業界全体の活性化を図る。また、地域の文化芸術関係団体・芸術家を中心として、舞台芸術・メディア芸術・伝統芸能・生活文化・国際文化交流等の公演や展示・展覧会等を開催し、地域の文化芸術の振興を推進する。

## 2. 文化財の確実な継承に向けた保存・活用の推進

2年度第3次補正予算額(案):80億円

459.9億円 ( 463.0億円)

### (1)文化財の適切な修理等による継承・活用等

386.0 億円 ( 394.7 億円)

2年度第3次補正予算額(案):43億円

#### ① 建造物の保存修理等

130.6 億円 ( 129.6 億円)

国宝・重要文化財(建造物)を次世代に継承するための修理等に対する補助を行う。  
・国宝・重要文化財建造物保存修理強化対策事業(200件程度) 等

2年度第3次補正予算額(案): 7億円

② 美術工芸品の保存修理等

12.9億円( 12.8億円)

材質が脆弱で経年による風化や材質疲労等による損傷が進行した国宝・重要文化財(美術工芸品)の修理等に対する補助を行う。  
・地域活性化のための特色ある文化財調査・活用事業(20件程度)  
・国宝・重要文化財美術工芸品保存修理抜本強化事業(200件程度) 等

(2)文化財の公開活用、伝承者養成、鑑賞機会の充実等

72.3億円( 66.7億円)

① 無形文化財の伝承・公開等

17.8億円( 14.6億円)

重要無形文化財及び選定保存技術の保持者、保持団体等が行う伝承者養成等や、重要無形民俗文化財の保護団体等が行う伝承者養成や用具の修理に対して補助等を行う。また、新たに邦楽演奏家の拡大や邦楽器製作の担い手継承を進める。  
・重要無形文化財保持団体等補助(35団体程度)、選定保存技術保存団体等補助(40団体程度)  
・民俗文化財伝承・活用等事業(55件程度)、邦楽普及拡大推進事業(30団体程度) 等

2年度第3次補正予算額(案): 2億円

② 地域文化財の総合的な活用の推進

23.6億円( 22.7億円)

地域の文化財の総合的な活用を推進するため、「文化財保存活用地域計画」等の策定、新たに計画に基づく地域の核となる文化財の整備等への支援を行うほか、「日本遺産」を通じて地域の活性化や観光振興を推進する取組に対する支援を行うとともに、伝統行事・民俗芸能を継承する取組や地域の文化遺産を活用した特色ある総合的な取組を支援する。

(3)文化財防衛のための基盤の整備(一部再掲)

252.0億円( 257.1億円)

2年度第3次補正予算額(案)【一部再掲】:46億円

① 災害等から文化財を護るための防災対策促進プラン

39.5億円( 39.1億円)

世界遺産・国宝等における防火対策5か年計画や近年多発する大地震や豪雨等の自然災害を踏まえ、防火施設等の整備や、設計図や写真等のデジタル保存などの防災対策を行うとともに、文化財を護るための防犯、耐震対策等に対して補助を行う。  
・建造物防災施設等整備  
・美術工芸品防災施設等整備 等

② 文化財を支える伝統の技伝承基盤強化プラン

6.0億円( 6.0億円)

文化財の保存技術や用具・原材料を次世代に継承するため、現在の状況の実態把握、技の継承や原材料確保等への支援、国内外への情報発信等を進める。

3. 文化発信を支える基盤の整備・充実

2年度第3次補正予算額(案):42億円

355.5億円( 351.6億円)

2年度第3次補正予算額(案):12億円

(1)博物館等文化拠点機能強化・地域文化観光推進プラン

24.8億円( 20.0億円)

博物館等の文化拠点としての機能強化や地域における文化観光の総合的かつ一体的な推進を通じて「文化振興・観光振興・地域活性化」の好循環を創出。  
・文化観光の推進  
・地域と共働した博物館創造活動支援  
・博物館等の国際交流の促進 等

2年度第3次補正予算額(案):31億円

(2)国立文化施設の機能強化・整備

312.3億円( 312.3億円)

国立文化施設におけるコロナ対応等を踏まえた展覧・公演事業等の実施、収蔵品及び観覧・鑑賞環境の充実等を含め、ナショナルセンターにふさわしい機能強化を図る。

◆運営費交付金・施設整備費

・コロナ対応等を踏まえた観覧・鑑賞環境(オンライン配信等)の充実 等

- (3) 生活者としての外国人に対する日本語教育の推進** 9.9 億円 ( 9.5 億円)
- ① 外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育推進事業 5.0 億円 ( 5.0 億円)  
 〔 都道府県・政令指定都市が、関係機関等と有機的に連携しつつ行う、日本語教育環境を強化するための総合的な体制づくり、地域日本語教育の実施(市町村への支援を含む)を推進する。(40件程度) 〕
- ② 「生活者としての外国人」のための日本語教室空白地域解消推進事業 1.5 億円 ( 1.5 億円)  
 〔 日本語教室が開設されていない市区町村に対してアドバイザーの派遣や日本語教室の開設・安定化に向けて支援する。あわせて、インターネット等を活用した日本語学習教材(ICT教材)の開発・提供する。 〕
- ③ 条約難民及び第三国定住難民に対する日本語教育 0.6 億円 ( 0.4 億円)  
 〔 条約難民及び第三国定住難民に対し定住支援施設において日本語教育を実施するとともに、自主的な日本語学習の支援等を実施し、難民の自立促進を図る。 〕

## 【国際観光旅客税財源事業】

文化資源を活用したインバウンドのための環境整備 69.7億円

- (1) 日本博を契機とした観光コンテンツの拡充** 26.0 億円  
 〔 文化庁を中心とした関係府省庁や地方自治体、文化施設、民間団体等の関係者の総力を結集した大型国家プロジェクトである「日本博」の開催を契機として、各地域が誇る様々な文化観光資源や国等が有する地域ゆかりの文化資産を活用した展示等を年間を通じて体系的に創成・展開するとともに、国内外への戦略的プロモーションを推進し、文化による国家ブランディングの強化、文化芸術立国の基盤強化、観光インバウンド需要回復を図る。 〕
- (2) Living History(生きた歴史体感プログラム)** 18.0 億円  
 〔 文化財に新たな付加価値を付与し、より魅力的なものとするための取組(Living History)を支援することなどにより、文化財のインバウンド活用による地域活性化の好循環を創出する。また、訪日外国人観光客が多く見込まれる「日本遺産」や「世界文化遺産」などにおいて、地域全体で魅力向上につながる一体的な整備や公開活用のためのコンテンツの作成等を行うことで、観光拠点としての更なる磨き上げを図る。 〕
- (3) 日本文化の魅力発信** 8.0 億円  
 〔 訪日外国人観光客の玄関口である主要な空港等及び観光地において、文化財を始めとする日本固有の文化資源を先端技術を駆使した効果的な発信を行い、消費の拡大と体験滞在の満足度向上を図る。また、日本文化の多様な魅力・コンテンツに関するオンラインでの旅前・旅後の魅力発信にも取り組む。 〕
- (4) 文化財・博物館等のインバウンド対応** 17.7 億円  
 〔 訪日外国人旅行者の地域での体験滞在の満足度を向上させるため、文化財に対して多言語で先進的・高次元な言語解説を整備する事業を、観光施策と連携させつつ実施する。また、富裕層など上質な観光サービスを求め、これに相応の対価を支払う旅行者の長期滞在・消費拡大に向け、文化施設や文化資源の高付加価値化を促進し、「文化振興・観光振興・地域活性化」の好循環を創出する。 〕

# 食文化ワーキンググループ（WG）の審議状況

## 1. 設置の趣旨

平成 29 年に改正された「文化芸術基本法」では、振興すべき生活文化の例示として「食文化」が追記され、国はその振興を図ることとされている。時代とともに変容するなどの食文化の特性も踏まえ食文化政策について検討を行うため、昨年 8 月食文化WGを設置。

＜調査審議事項＞

- ① 食文化政策の基本的考え方について
- ② 文化財制度による食文化の保存・活用について
- ③ その他の食文化振興のための方策について

## 2. 委員

座長 太下 義之 同志社大学教授

座長代理 佐藤 洋一郎 京都府立大学文学部和食文化学科特別専任教授 ほか 6 名※

※文化政策部会 正委員から、河島伸子部会長、松田陽委員が参加

## 3. 審議状況

文化財分科会企画調査会とも連携し、9 月以降これまで 4 回の審議。1 月 15 日の第 4 回WGで報告書骨子（案）について議論。

## 4. 報告書骨子（案）の概要（詳細は別添）

文化政策における食文化の位置付け

〔 継承すべき伝統文化，身近な生活文化，交流や絆を深めることに寄与，地域活性化や我が国のブランド力向上にも資する文化資源 〕

我が国の食文化の特徴と魅力

〔 全国各地で極めて多様，担い手も多様，日本人の精神性を反映，日本料理等のわざには芸術性も存在，食をめぐる様々な要素が融合し価値を高める側面，生活様式・嗜好の変化に応じ変容，海外で強い関心 〕

食文化振興の課題

〔 食文化に対する国民の認識の低さ，担い手の減少，文化財保護法に基づく保存・活用，国内外への発信，研究基盤の構築 〕

食文化振興の基本理念（目指すべき姿，基本方針，取組方策）

○基本方針：文化的価値の可視化，文化財保護法の活用，地方自治体の取組促進，食文化の発信と文化交流の推進，食文化振興と地域活性化等との好循環の形成，食文化に関する調査研究の推進，新たな生活様式・SDGsへの対応

○取組方策：

担い手：家庭での継承，地域での郷土食等の継承，団体等での記録作成・継承者育成

地方自治体：食育の推進，調査研究・発信，学び・体験の場の提供

国：食育の推進，文化財保護法に基づく登録・指定等の推進，調査記録等のデータベース整備，文化交流の推進，モデル事業の推進による地方自治体等の取組支援

## 5. 今後のスケジュール

2～3 月（調整中）：第 5 回WGで報告書取りまとめ，文化政策部会に報告

# 文化審議会 食文化WG報告書骨子案（概要） ～日本の魅力ある食文化を未来につなげるために(仮称)～

別添

## 1. 経緯と目的

### <食文化をめぐるこれまでの動き>

- 平成17年：食育基本法制定。我が国の伝統ある優れた食文化に配慮。食文化の継承を推進。
- 平成25年：「和食；日本人の伝統的な食文化」がユネスコ無形文化遺産に登録。
- 平成29年：文化芸術基本法で国が振興を図る生活文化の例示として「食文化」が明記。
- 世界から日本の食文化に対する関心の高まり
- 一方、生活様式の変化や、担い手不足等に加え、新型コロナウイルス感染症の影響も相まって、その継承が危ぶまれる状況。

### <本報告書の目的>

- 文化政策における食文化の位置付けの明確化、食文化振興の基本方針等の整理。
- 地域や国民一人ひとりによる食文化の継承の取組の促進、国や地方自治体による食文化振興施策の推進。

※食に関する風俗慣習及び技術を「食文化」と位置付けて議論。

## 2. 文化政策における食文化の位置付け

- 各地の自然風土と調和した先人の生きる知恵と経験の賜物。国民共有の財産として未来に継承すべき伝統文化の一つ。
  - 身近な生活文化の一つであり、自らの文化を認識するきっかけ。我が国の多様な文化を表すもの。
  - 国内はもとより海外との間でも人と人との交流や絆を深めることに寄与。
  - 地域活性化や我が国のブランド力向上にも資する文化資源。
- ⇒文化財としての保護を図るとともに、地域活性化等への有用性も踏まえその振興を図るなど、変容が大きいという食文化の特徴にも配慮しつつ文化財としての保存・活用とその他の振興施策とをバランスよく進める。

### 3. 我が国の食文化の特徴と魅力

- 自然環境・社会環境等の違いにより全国各地で極めて多様な食文化が発達。
- 食への自然の表現、食材の持ち味の尊重などの特徴。
- 栄養バランスの良い健康な食生活。
- 年中行事、通過儀礼とも密接な関係。自然の尊重など日本人の精神性を反映。
- 料理人により長い歴史の中で伝承されてきた日本料理等の「わざ」には、様々な創意工夫で季節感等を表現し感動を与える芸術性も存在。
- 生活様式、嗜好の変化に応じ変容。
- 食文化の担い手は、家庭・地域住民から専門性の高い料理人まで多様。地域の食文化の継承に不可欠な食材・器等のつくり手など関係者も多様。
- 接遇やしつらえなど料理を取り巻く様々な要素が融合し、個々の文化の価値を高める側面も存在。
- 伝統的な食文化は、地域の食材を尊重し自然環境とも調和。
- 海外、特にヨーロッパでは、日本の食に対して、健康的との評価や文化的背景に関心。日本各地の食文化にも強い関心。

### 4. 食文化振興の課題

- (1)食文化に対する国民の認識：食文化に対する国内の認識・評価が低い。地域の食文化の価値に地元の人が気付いていないことが多い。
- (2)継承活動：基本となる家庭での食文化継承に課題。過疎化等により地域の食文化の担い手が不足。日本料理等の継承者の減少。
- (3)文化財保護法に基づく保存・活用：食文化が文化財保護法の対象になり得るとの認識が無い。文化財指定等に必要な学術的価値判断の基盤が未整備。
- (4)国内外への発信：観光や輸出促進につながる食のブランディング等に有用な食文化の価値付けが不十分。各地の食文化を国外を含む地域外に発信する取組が弱い。
- (5)推進体制：担い手間の連携、産学官の関係者を巻き込む取組が不十分。
- (6)研究基盤の構築：食文化を総合的に研究する体制が未成熟。調査記録へのアクセスが容易でない。研究者の発表・交流の場が少ない。

## 5. 食文化振興の基本理念

### (1) 目指すべき姿

- 食文化が**我が国の誇る文化**として国民に広く認識される。
- 食に関する多様な習俗・技術が**文化財として適切に評価**され、保存・活用される。
- 国内**各地で特色ある食文化が継承**されるとともに、新たな食文化が創造される。
- **海外で我が国の食文化への評価が一層高まり**、日本の食・食文化の普及が進むとともに、食を目的とした訪日客が増加する。
- 料理だけでなく**食材、器、提供の場なども含め**て、包括的に食文化として**振興**される。
- 食文化**研究の基盤が構築**され、**学術的知見が集積・活用**される。

### (2) 基本方針

- **文化的価値の可視化**、食文化への「**気付き**」の提供
- 文化財保護法の活用(新たな**登録制度**※の活用。) ※企画調査会で議論
- **地方自治体の取組促進**
- 食文化の**発信**と文化**交流**の推進
- 食文化振興と**地域活性化等との好循環**の形成
- 食文化に関する**調査研究**の推進
- **新たな生活様式、SDGs**（持続可能な開発目標）への対応

### (3) 取組方策

#### <食文化の担い手に期待する役割>

- **家庭**：家庭で受け継がれてきた**料理**、箸使い等の**食べ方・作法の継承**
- **地域**：幅広い関係者※とともに**郷土食等の継承**  
※料理人、継承に不可欠な食材・器等のつくり手、NPO等
- **料理人団体等**：**技術**に関する**記録作成**、継承者の育成、出前授業等食育の取組

#### <地方自治体に期待する役割>

- **食育**の推進
- 地域の食文化の調査研究・その価値の可視化（**食文化ストーリー**の構築）・発信  
⇒ **地域住民の誇りの醸成**、観光への活用等地域活性化との好循環の形成
- 食関連施設等を活用した**学び・体験の機会・場**の提供（**食文化ミュージアム**）

#### <国の果たすべき役割>

- **食育**の推進
- 文化財保護法に基づく無形文化財・無形の民俗文化財等の**登録・指定等の推進**
- 食文化への「**気付き**」の醸成(機運醸成、先進事例の紹介、関係者の**顕彰**等)
- 調査記録等の**データベース整備**
- **産学官の交流**、**研究者間の連携**の促進
- **食文化ミュージアム**の情報集約・ネットワーク化による発信力強化
- 和食の栄養バランスの良さや持続可能な食への貢献
- 関係省庁等と連携した**海外への発信**、**文化交流**
- これらに加え**モデル事業**の推進により**地方自治体等の取組を支援**

## 【参考】我が国の食文化の多様な文化的価値（例示）

- 多様な食習俗・技術が存在し、捉え方次第でそれぞれ様々な文化的価値
- 地域住民など各地の食文化の担い手が、身近な食習俗・技術を「これも食文化だ」と気づき、その価値を掘り起こすきっかけにもなるよう多様な食文化の一部を例示

### <例1：歴史性に着目した捉え方>

#### ア) 歴史性の特に高い伝統的な食文化

- 地域に根付いた伝統的な食習俗・技術（例：郷土食）  
※地域の自然風土に調和して生きる知恵が凝縮
- 専門性の高い技術者集団により伝承された技術  
（例：懐石料理の供応、日本酒等の醸造） 等

#### イ) 明治期以降に受容、形成された食文化

- 和洋折衷など日本料理との融合（例：洋食、ラーメンの食習俗）
- 海外料理の受容とその技術の伝承（例：フランス料理） 等

### <例2：継承の場に着目した捉え方>

- 家庭の食文化（基礎的な食の知識・作法等の継承の場）

### <例3：世界の中での特異性に着目した捉え方>

#### ア) 食材や調理法、提供方法等

- お弁当文化、うまみ・だし文化、インスタント食文化 等

#### イ) 器、作法等

- 素材・形状など多様な器 ○作法 ○ことわざ 等

（※保存・活用すべき食文化を限定的に列挙するものではない。）

文化庁の文化審議会文化財分科会において、無形文化財及び無形の民俗文化財の保存及び活用の在り方等を検討するため、企画調査会を令和2年10月から開催。令和3年1月15日、審議の取りまとめとして企画調査会報告書を公表。

開催実績等：10月28日 第1回(検討課題の提示) 12月2日(水) 第4回 (審議のまとめ)  
11月11日 第2回(関係者ヒアリング) 12月24日(木)第5回 (報告書(案))  
11月20日 第3回(これまでの議論の整理) ※12月7日～16日の期間、任意の意見募集を実施

## 企画調査会委員名簿

(50音順・敬称略)

- |         |   |
|---------|---|
| ・岩崎 奈緒子 | 京都大学教授  |
| ・甲斐 昭光  | 兵庫県教育委員会事務局文化財課長  |
| ◎・小島 孝夫 | 成城大学文芸学部教授  |
| ・児島 やよい | キュレーター、明治学院大学非常勤講師  |
| ・齊藤 裕嗣  | 東京文化財研究所客員研究員   |
| ○・島谷 弘幸 | 九州国立博物館長、文化審議会文化財分科会長   |
| ○・滝 久雄  | 株式会社ぐるなび取締役会長・創業者、<br>公益財団法人日本交通文化協会理事長、<br>株式会社工ヌケービー取締役会長・創業者 |
| ・竹内 由紀子 | 女子栄養大学准教授   |
| ・都竹 淳也  | 飛騨市長  |
| ・鍋島 稲子  | 台東区立書道博物館主任研究員  |
| ・松田 陽   | 東京大学准教授   |

◎：企画調査会長 ○：企画調査会長代理

# 文化審議会 企画調査会報告書

## ～無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度の創設に向けて～

### <概要>

令和3年1月15日

#### 1. 文化財を取り巻く現状と課題

##### (1) 現状

- 近年、守り育てられてきた文化財を継承していくことは一層重要になっている。その中で、**文化芸術基本法**に規定されている**生活文化（茶道、華道、書道、食文化等）**の分野に係る文化財についても、**保存・活用の必要性の認識**が高まっている
- 一方、過疎化や少子高齢化等による**担い手不足等**に加え、**新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響**による**公演や地域の祭り等の中止・延期**も相まって、これら**無形の文化財の継承のための活動が十分に行われぬおそれのある危機的な状況**
- 制作後50年を経過していない美術作品**について、国民的な財産と言えるものもあると考えられるが、**これまで文化財保護法の対象とされていない**。しかしながら、その一方、国際的な評価が高く**海外に流出するものも散見**

##### (2) 課題

- 生活文化や現代の美術作品など**現時点では価値付けが定まっていない分野**や、**歴史が浅く学術的な蓄積がまだ十分ではない文化財**について、その**特性に応じた継承**を図る必要
- 無形の文化財は、重要なものを重点的に保護する指定制度で保存・活用を図っているが、**幅広く保存・活用の措置**を講じていく必要
- 平成30年の文化財保存活用地域計画等の導入により、地域における文化財の把握が 進む中で、**地域の実態に合わせた多様な取組**が求められ、**その充実が必要**

#### 2. 各課題に対する対応方針

##### (1) 無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度について

###### ① 必要性

- 平成18年に**ユネスコ無形文化遺産保護条約が発効**し、これまでに、我が国から22件の無形文化遺産が代表一覧表に登録
- 各地域で、地域の祭りなどが地域文化の特色として捉え直されるなど、**無形の文化財の 継承に対する認識**が高まっている
- 無形の文化財は、公演、行事や日常的な教授活動がその保存・活用に重要な役割を担っており、**コロナ禍で継承が十分に行われぬおそれのある危機的状況**

###### ② 具体的な方策

- 無形の文化財について、既にある指定制度を補完する制度として、**登録無形文化財制度及び登録無形民俗文化財制度の創設**が 2  
適当。その際、財政支援の在り方の検討や、登録基準の柔軟な運用が重要

## (2) 多様な文化財の保存・活用について

### ① 必要性

#### ア. 生活文化等

- **生活文化**は、**我が国の多様な文化を表すもの**として、**積極的に保存・活用や振興**を図っていくことが必要。一方、多様な分野があり、その特性を踏まえた慎重な議論が必要との指摘もあることから、適切な保護の在り方を検討することが必要 等

#### イ. 現代の美術作品

- **第2次世界大戦後（現代）の美術作品**に関して、近年、国際的な評価が高まり、海外のコレクター等に高く評価され**海外に流出**するものもある。貴重な国民的財産と言えるものについては、**積極的に文化財として価値を共有する**ことが期待される

### ② 具体的な方策

#### ア. 生活文化等

- **生活文化等の分野ごとに**、その歴史的変遷や文化財的価値、継承のための課題などの**実態を調査**しつつ、登録制度の活用など**文化財保護法上の適切な保存・活用を検討・実施**

#### イ. 現代の美術作品

- 例えば、学術的な調査研究が進み、系統的又は網羅的に収集されたものについては登録制度の対象とするなど、**文化財として適切に保存・活用を図る観点から有効な方策**を検討していくべき

## (3) 地方公共団体における登録制度について

### ① 必要性

- 地域計画の策定等の過程で**新たに把握される未指定の文化財**について、地方公共団体が**積極的に保存・活用を進められるように**することが必要

### ② 具体的な方策

- 地方公共団体が幅広く地域の文化財の保存・活用の取組を進められるよう、**文化財保護法上の制度として地方登録制度を位置付け**、地方の創意により活用できるようにすることが適当

## 3. 今後に向けて

文化庁の組織体制や文化財分科会の専門調査会等の審議体制を整えるとともに、以下の取組を進めていくことが必要。

- (1) 指定文化財の確実な保護（指定文化財の確実な保護、登録制度の積極的な運用）
- (2) 地域取組への期待（市町村における地域計画の策定の促進、地域における体制の充実）
- (3) 生活文化等に関する調査等（保存・活用に向けた調査の速やかな実施）

## ○無形の文化財の登録制度関係

「無形の文化財について、・・・指定制度を補完する制度として、登録無形文化財制度及び登録無形民俗文化財制度を新たに創設することが適当である。その際、登録無形文化財制度においては、指定制度と同様に保持者等の認定を法定することが適切である。また、登録無形民俗文化財制度においては、指定制度と同様に、地域の保存会や地方公共団体との連携を図る仕組みとすることが適当である。

具体的な制度設計に際しては、既存の有形文化財や有形の民俗文化財における指定制度と登録制度との関係性を参考としつつ、無形の文化財の保護措置として必要な届出等に関する仕組みを設け、保存・公開に関する国の関与は重要無形文化財等の指定制度(助言又は勧告)よりも緩やかなものとし、登録された無形の文化財の担い手等が自由度を持ってその継承に取り組めるようにすべきである。さらに、登録された無形の文化財への財政支援の在り方についても検討が必要である。

また、指定制度を補完し、幅広く保存・活用を図るという登録制度の趣旨を踏まえると、無形の文化財の登録制度を創設する場合には、多様な内容に対応できる的確な登録基準を定め、柔軟に運用していくことが重要である。」

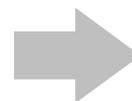
## ○地方登録制度関係

「地方公共団体において、幅広く地域の文化財の保存・活用の取組が進められるよう、特段の法律上の規制等は伴わないものの、文化財保護法上の制度として地方公共団体の登録制度を位置付け、地方の創意により活用できるようにすることが適当である。

現在、条例等による登録制度を設けている地方公共団体は86団体であることから、制度を法令上位置付けることにより、一層多くの団体において取組が進むことが期待される。」

「国の登録制度等との関係については、所有者等に対する二重規制を防止する観点から、国・地方双方から登録されることは原則として望ましくないということを確認した上で、制度設計を図るべきである。また、地域の文化財は地域で守り育てるという観点からは、上述のような地方公共団体における主体的な取組が尊重されることが適当であり、今回創設を提言している登録無形文化財制度等も含め、国の登録制度等の運用に当たっても、地方公共団体への事前の意見聴取等の仕組みも生かしつつ、国と地方との役割を明確にした保護体系を構築する必要がある。」

「地域計画に関する制度として、計画の策定過程で市町村が域内の文化財の状況を総合的に調査・把握することとした上で、適切と思われる文化財については、国の登録について提案ができることとされている。地方公共団体における積極的な調査・把握の取組を促すとともに、国の登録制度の充実を図る観点からも、地方公共団体が登録した文化財のうち、国により登録されることが適切と思われるものがある場合には、国に対して、登録の提案ができるようにすることも考えられる。」



報告書を踏まえ、今通常国会へ文化財保護法の改正法案の提出を目指す。

(参考) 現行文化財保護法の類型等について

|                                | 指 定<br>〔 所有権・流通等への保護規制<br>修復・継承への支援 〕 | 登 録<br>〔 緩やかな保護<br>多様な文化財をリスト化 〕 |
|--------------------------------|---------------------------------------|----------------------------------|
| 【A-1】有形文化財<br>建造物、美術工芸品        | ○                                     | ○                                |
| 【A-2】有形民俗文化財<br>衣食住の用具 等       | ○                                     | ○                                |
| 【B-1】無形文化財<br>芸能、工芸            | ○                                     | 制度なし                             |
| 【B-2】無形民俗文化財<br>風俗慣習、民俗芸能、民俗技術 | ○                                     | 制度なし                             |

※地方の登録は、保護法上 の根拠規定なし